

背景・目的

地域の環境課題を解決することは、レジリエンスな地域の構築、鳥獣被害対策など豊かな暮らしを作る上で地域的にも様々な便益がある。

しかし、地域においては、行政課題の増加により、解決すべき環境課題に取り組むことが行政単独では難しくなっており、NGO/NPO、企業等も巻き込んだ取組が求められるようになってきている。

また、環境課題が他の課題と密接につながっていることも多く、他の課題の関係者を巻き込み、他の課題と調和のとれた解決策が求められている。このため、地域に根付いた活動を行っているNGO/NPOが中心となって関与し、様々な関係者との連携の上で、地域の環境課題と社会課題の同時解決を行うことが必要である。

このため、環境省として従来行ってきたNGO/NPO、企業、行政等の協働に基づいた地域の環境取組支援を発展させて取り組む。具体的には、統合的アプローチ、同時解決を謳っているSDGsを複数の取組主体を巻き込み合意形成を行うためのツールとして活用して、伴走支援をしつつ、モデル事業を行う。

また、SDGsを用いた課題解決のメリットについて知見集積し、普及させる。このことにより、他の地域でも関係者を巻き込む必要性を理解した上での取組、明確な目標を持って、関係者で認識を統一した取組を促進することができる。

事業概要

環境に関する課題と他の目標の同時達成を目指したNGO/NPO、企業、行政等の協働事業をモデル事業として全国から8件を公募し、地方EPOの伴走支援を受けつつ、取組を推進する。取組については、事業終了後自走を目指したものとする。

また、有識者や関係者等で構成される作業部会を設置し、課題解決策の洗い出しを行う。これらの結果を分析し、モデルとして発信する。

海外事例と国内事例を比較分析し優良事例の国内への反映を行い、国内事例の海外発信を行う。

事業スキーム

【作業部会】
・事例研究
・課題解決策抽出
・モデル事業創出

協働取組請負事業者

伴走支援

支援業務請負業者（地方EPO）

【採択】

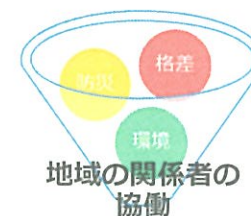
【請負】

・各地方環境事務所（8地域×1件）

【公募】

期待される効果

より多くの関係者を巻き込みつつ協働し、SDGsをツールとして使うことにより、他の課題と調和のとれた解決策が生み出され、それらを地域の環境課題の解決及び取組をモデルとして発信することにより全国で取組が加速化される。



環境課題の解決

取組イメージ

＜未利用資源を有効活用した低炭素まちづくり＞

7割が捨てられていた温泉という未利用資源の利活用について、低炭素を旗印にNPOが中心となり、バラバラだった多様な主体（観光協会、旅館組合、商工会など）と協働部会を設置し、各主体を結びつけ協働を進めた。これにより、低炭素のみならず、震災時にも使える地域分散型のエネルギー供給、環境保全型の観光を目指していった。

（自然エネルギー講演会、熱利用ワーキング、温泉熱塩作り体験、バイナリー発電の活用方法）

目標7（クリーンエネルギー） 目標8（持続可能な観光）

目標9（レジリエントなインフラ構築）



生物多様性保全推進支援事業

平成30年度予算(案)
95百万円 (75百万円)

地域の多様な主体による自発的な活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全

背景 種の保存法改正による特定第二種国内希少野生動植物種制度、認定希少種保全動植物園等制度の創設等に伴い、地域・民間・動植物園等による希少種保全活動をより一層促進する必要

1. 地域における生物多様性の保全再生に資する活動への支援【継続】

下記①～⑤のいずれかに該当する活動であって、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援する

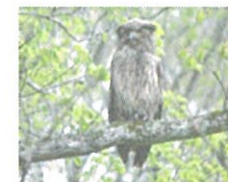
- ① 外来生物対策
- ② 重要地域の保全・再生
- ③ 生態系ネットワークの構築
- ④ 国内希少野生動植物種等対策 (H29までに採択された事業のみ)
- ⑤ 地域・民間の連携促進活動への支援



2. 動植物園等による生息域外保全の支援【追加】

動物園・植物園・水族館等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の飼育・繁殖の取組を支援する

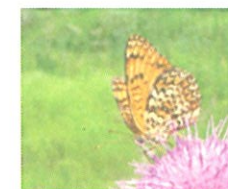
- ※1 改正法に基づく認定を受けた動植物園等を優先的に支援する
- ※2 飼育・繁殖が軌道に乗るまでの一時的な経費を支援する



3. 国内希少種の保全活動への支援【強化】

地域・民間等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保全活動を支援する

- ※1 2020年までに新たに約300種の国内希少種を、2030年までに特定第二種を含めて約300種を新たに指定予定
- ※2 分布状況調査・保全計画策定、生息環境改善等の活動を対象とする
- ※3 複数種を対象とした活動や生息地等保護区における活動を優先的に支援する



事業内容

事業スキーム

国

交付金
(交付割合)
右表の通り

活動
団体

交付対象事業

- 地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動
1. 生物多様性保全推進支援事業【継続】
 - ① 特定外来生物防除対策、② 生物多様性保護地域保全再生、
 - ③ 広域連携生態系ネットワーク構築、④ 国内希少野生動植物種等対策
 - ⑤ 地域民間連携促進事業
 2. 国内希少野生動植物種生息域外保全【追加】
 3. 国内希少野生動植物種保全対策事業【強化】

交付対象者・交付割合

	交付対象者	交付割合
1	①～④地域生物多様性協議会 (地方公共団体、地域住民、土地所有者、NPO法人等で構成) ⑤地方公共団体	1 / 2 以内
2	動物園・植物園・水族館等	定額補助 (1種につき上限2,000千円) (予定)
3	地方公共団体・NPO法人・民間企業等 (NPO法人・民間企業等は、市町村等が事前確認)	定額補助 (分布状況調査及び保全計画検討: 上限2,500千円、生息環境改善等: 上限1,500千円 (予定))